

佐世保市行政協力に関する業務取扱要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市民との連絡を緊密にし、市政の円滑なる運営を図るため、行政協力に関する業務について必要な事項を定めます。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 広報紙、その他、コミュニティ・協働推進課が承認した文書の配布及び回覧に関すること。
- (2) 周知事項の伝達、その他、特に必要があると認められるもの。

(受持区域)

第3条 受持区域は、当該自治会等の区域内とします。

(所管)

第4条 本庁区域内の受託者は、コミュニティ・協働推進課の所管とし、支所区域内の受託者は、各支所の所管とします。

(委託料等)

第5条 委託料は、当該年度4月1日現在の受持区域とし、その算定基準は別表1及び別表2のとおりとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

- 2 編入前の吉井町又は世知原町の区域に存する自治会等に対する委託料については平成20年3月31日までの間は、第5条の規定により算出した額に、吉井町区長の設置に関する規則（平成元年規則第4号）又は世知原町行政区設置規則（昭和48年規則第3号）の例により算出した区長報酬の額から第5条の規定により算出した委託料の額を控除した額に次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

| 期 間 | 経過期間中の委託料算出に用いる率 |
|-------------------------------------|------------------|
| 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで | 7 5 % |
| 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで | 5 0 % |
| 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで | 2 5 % |

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の宇久町又は小佐々町の区域内に存する自治会等に対する委託料については、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間は、第 5 条の規定により算出した額に、合併前の宇久町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年宇久町条例第 6 号）の例により算出した区長報酬の額又は合併前の小佐々町の例により算出した委託料の額から第 5 条の規定により算出した委託料の額を控除した額に、次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

| 期 間 | 経過期間中の委託料算出に用いる率 |
|-------------------------------------|------------------|
| 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで | 7 5 % |
| 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで | 5 0 % |
| 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで | 2 5 % |

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

- 4 編入前の江迎町又は鹿町町の区域内に存する自治会等に対する委託料については、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間は、第 5 条の規定により算出した額に、合併前の江迎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年江迎町条例第 1 7 号）の例により算出した行政事務嘱託員報酬の額又は合併前の鹿町町の例により算出した地区会長報酬の額から第 5 条の規定により算出した委託料の額を控除した額に、次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

| 期 間 | 経過期間中の委託料算出に用いる率 |
|-------------------------------------|------------------|
| 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで | 7 5 % |
| 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで | 5 0 % |
| 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで | 2 5 % |

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1又は別表2の規定により算定される委託料の額が、この要綱による改正前の佐世保市行政協力に関する業務取扱要綱別表1又は別表2の規定により算定される委託料の額(以下「旧基準算定額」という。)を下回ることとなる世帯数区分に係る委託料の額は、令和5年3月31日までの間は、旧基準算定額によるものとする。

別表1（第5条関係） 行政協力業務委託料算定基準表

| 世帯数区分 | 世帯割 | 均等割 | 計 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 1-50 | 3,120 | 6,190 | 9,310 |
| 51-100 | 4,680 | 6,190 | 10,870 |
| 101-150 | 6,230 | 6,190 | 12,420 |
| 151-200 | 7,780 | 6,190 | 13,970 |
| 201-250 | 9,340 | 6,190 | 15,530 |
| 251-300 | 10,890 | 6,190 | 17,080 |
| 301-350 | 12,730 | 6,190 | 18,920 |
| 351-400 | 14,580 | 6,190 | 20,770 |
| 401-450 | 16,420 | 6,190 | 22,610 |
| 451-500 | 18,270 | 6,190 | 24,460 |
| 501-550 | 20,110 | 6,190 | 26,300 |
| 551-600 | 21,960 | 6,190 | 28,150 |
| 601-650 | 24,100 | 6,190 | 30,290 |
| 651-700 | 26,230 | 6,190 | 32,420 |
| 701-750 | 28,370 | 6,190 | 34,560 |
| 751-800 | 30,500 | 6,190 | 36,690 |
| 801-850 | 32,640 | 6,190 | 38,830 |
| 851-900 | 34,780 | 6,190 | 40,970 |
| 901-950 | 37,500 | 6,190 | 43,690 |
| 951-1000 | 40,210 | 6,190 | 46,400 |
| 1001-1050 | 42,930 | 6,190 | 49,120 |
| 1051-1100 | 45,650 | 6,190 | 51,840 |
| 1101-1150 | 48,370 | 6,190 | 54,560 |
| 1151-1200 | 51,090 | 6,190 | 57,280 |

※ 契約書に記入している金額は、上記の合計金額×12ヶ月分×消費税となります。

別表2（第5条関係） 行政協力業務委託料算定基準表

（1，201世帯以上の場合の特別算定表）

| 世帯数区分 | 世帯割 | 均等割 | 計 |
|-----------|---------|-------|---------|
| 1201-1250 | 52,060 | 6,190 | 58,250 |
| 1251-1300 | 54,780 | 6,190 | 60,970 |
| 1301-1350 | 57,500 | 6,190 | 63,690 |
| 1351-1400 | 60,220 | 6,190 | 66,410 |
| 1401-1450 | 62,940 | 6,190 | 69,130 |
| 1451-1500 | 65,650 | 6,190 | 71,840 |
| 1501-1550 | 68,660 | 6,190 | 74,850 |
| 1551-1600 | 71,670 | 6,190 | 77,860 |
| 1601-1650 | 74,680 | 6,190 | 80,870 |
| 1651-1700 | 77,690 | 6,190 | 83,880 |
| 1701-1750 | 80,700 | 6,190 | 86,890 |
| 1751-1800 | 83,710 | 6,190 | 89,900 |
| 1801-1850 | 87,020 | 6,190 | 93,210 |
| 1851-1900 | 90,320 | 6,190 | 96,510 |
| 1901-1950 | 93,620 | 6,190 | 99,810 |
| 1951-2000 | 96,920 | 6,190 | 103,110 |
| 2001-2050 | 100,220 | 6,190 | 106,410 |
| 2051-2100 | 103,520 | 6,190 | 109,710 |
| 2101-2150 | 107,120 | 6,190 | 113,310 |
| 2151-2200 | 110,710 | 6,190 | 116,900 |
| 2201-2250 | 114,300 | 6,190 | 120,490 |
| 2251-2300 | 117,890 | 6,190 | 124,080 |
| 2301-2350 | 121,490 | 6,190 | 127,680 |
| 2351-2400 | 125,080 | 6,190 | 131,270 |
| 2401-2450 | 128,960 | 6,190 | 135,150 |
| 2451-2500 | 132,850 | 6,190 | 139,040 |
| 2501-2550 | 136,730 | 6,190 | 142,920 |
| 2551-2600 | 140,620 | 6,190 | 146,810 |
| 2601-2650 | 144,500 | 6,190 | 150,690 |
| 2651-2700 | 148,380 | 6,190 | 154,570 |

※ 契約書に記入している金額は、上記の合計金額×12ヶ月分×消費税となります。